
◎報告第2号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第8、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者からの説明を求めます。

南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 報の2-1をお開きください。報告第2号専決処分書の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年4月27日提出。白老町長。

次に、報の2-2をお開きください。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（昭和20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日専決。白老町長。

白老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。白老町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。改正条例の内容につきましては後ほど説明させていただきます。附則。この条例は、公布の日から施行する。

次に、報の2-3をお開き下さい。議案説明でございます。地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、原則として同日から施行されたことから、専決処分により改正したものであります。改正内容につきましては、報2-4の次のページの報告第2号説明資料で説明させていただきます。地方税法等の一部を改正する法律は今年3月31日公布、同日から施行されましたが改正のうち軽自動車税の二輪車等に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延期する経過措置により、平成26年6月議会で議決いただいた白老町税条例等の一部を改正する条例の一部を本年3月31日施行で専決処分により改正したものでございます。軽自動車税の税率引き上げ1年延長の対象となる二輪車等は記載のとおりでございます。改正内容でございますが、二輪の50cc以下で平成27年4月1日施行で車税2,000円が経過措置により平成27年度は1,000円の車税となり、平成28年度からは2,000円の車税となるものでございます。ほかの二輪車等につきましても記載のとおり同様の内容となりますので説明を省略させていただきます。二輪車等の税引き上げ1年延期に伴う税収の影響額につきましては課税対象台数531台、影響額約66万8,000円の減額が見込まれるものでございます。以上で議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第2号はこれをもって報告済みといたします。